

【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                                  |
| 【提出先】               | 関東財務局長                                   |
| 【提出日】               | 平成21年3月13日                               |
| 【会社名】               | 株式会社ヤマノホールディングス                          |
| 【英訳名】               | YAMANO HOLDINGS CORPORATION              |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 太田 功                             |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号                        |
| 【電話番号】              | 03(3376)7878(代表)                         |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役執行役員財務本部長 金木 俊明                       |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号                        |
| 【電話番号】              | 03(3376)7878(代表)                         |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役執行役員財務本部長 金木 俊明                       |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                                       |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 300,003,000円                 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                              |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社ジャスダック証券取引所<br>(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数        | 内容  |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 5,454,600株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。<br>なお、単元株式数は100株となっております。 |

(注) 1 平成21年3月13日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

#### 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数        | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当        |            |             |             |
| その他の者に対する割当 | 5,454,600株 | 300,003,000 | 152,728,800 |
| 一般募集        |            |             |             |
| 計(総発行株式)    | 5,454,600株 | 300,003,000 | 152,728,800 |

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

## 3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

|               |           |  |                                |
|---------------|-----------|--|--------------------------------|
| 割当予定先の氏名又は名称  |           | 株式会社ヤマノネットワーク  |                                |
| 割当株数          |           | 1,818,200株   |                                |
| 払込金額          |           | 100,001,000円   |                                |
| 割当予定先の内容      | 住所        | 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  |                                |
|               | 代表者の役職氏名  | 代表取締役社長 山野 彰英  |                                |
|               | 資本の額      | 10百万円  |                                |
|               | 事業の内容     | 有価証券の保有、不動産の保有・賃貸・管理   |                                |
|               | 大株主及び持株比率 | 山野 彰英32%、山野 功子32%、山野 幹夫18%、山野 義友18%  |                                |
| 当社との関係        | 出資関係      | 当社が保有している割当予定先の株式の数  | 株                              |
|               |           | 割当予定先が保有している当社の株式の数  | 6,984,000株                     |
|               | 取引関係等     | 取引関係   | 当社連結子会社が同社所有ビルの賃貸借契約を締結しております。 |
|               |           | 人的関係   | 取締役2名が兼任しております。                |
| 当該株券の保有に関する事項 |           | 当社は割当予定先に対し、本新株式効力発生日より2年間において当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨の確約書を得る予定であります。 |                                |

(注) 1 上記は、平成20年12月4日現在におけるものであります。

|               |           |  |             |
|---------------|-----------|--|-------------|
| 割当予定先の氏名又は名称  |           | 株式会社オープンループ  |             |
| 割当株数          |           | 3,636,400株   |             |
| 払込金額          |           | 200,002,000円   |             |
| 割当予定先の内容      | 住所        | 北海道札幌市中央区北一条西三丁目2番地  |             |
|               | 代表者の役職氏名  | 代表取締役社長 駒井 滋   |             |
|               | 資本の額      | 1,218百万円   |             |
|               | 事業の内容     | 持株会社としてグループ戦略立案とその遂行管理   |             |
|               | 大株主及び持株比率 | クオンツキャピタルアジアリミテッド23.25%、株式会社クオンツ・キャピタル11.15%、株式会社三州石川組5.00%、ユービーエスエージンガポール2.20%、石原 將光2.18%、駒井 滋2.11%、吉川 修1.87% |             |
| 当社との関係        | 出資関係      | 当社が保有している割当予定先の株式の数  | 株           |
|               |           | 割当予定先が保有している当社の株式の数  | 株           |
|               | 取引関係等     | 取引関係   | 該当事項はありません。 |
|               |           | 人的関係   | 該当事項はありません。 |
| 当該株券の保有に関する事項 |           | 当社は割当予定先に対し、本新株式効力発生日より2年間において当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨の確約書を得る予定であります。                         |             |

(注) 1 大株主及び持株比率の欄は、平成20年9月30日現在におけるものであります。

2 資本の額の欄は、平成20年12月31日現在におけるものであります。

## 4 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資の割当先を選定するにあたり、当社会長の人的ネットワークにより割当候補先を募集し、資本関係のみならず、当社グループと事業上の相乗効果が見込める企業や株式の長期保有をさせていただける企業であることを重要な要素として検討してまいりました。

割当先の株式会社ヤマノネットワークは、当社会長が社長を務め当社の筆頭株主であります。同社は、今後の当社グループの企業価値の増大と発展を共に願う関係であり、当社の選定条件である当社株式の長期保有、また、増資後の持分比率が維持できる規模の増資であれば引き受けていただけるとの内諾を得て、当社は割当先に選定いたしました。

割当先の株式会社オープンループは、当社会長の知人に紹介されたコンサルティング会社の仲介を受け、同社を紹介されたものであります。同社は人材派遣事業及びITセキュリティ技術開発・販売等を行う会社を子会社として持つ持株会社であり、当社と株式会社オープンループとの関係強化により、両社ともシナジー効果が発揮出来るものと考えております。当社は、株主資本の増強のほか、当社グループの美容事業では、美容スタッフ等の定着率が低下しており、同社の総合人材サービスによる必要な時に必要なスタッフの調達等が可能になり、売上高の向上に繋がり、売上原価に含まれる人件費の圧縮等が可能となり売上総利益がアップするものと考えております。また、当社グループの小売事業では、多数の個人情報情報を有しており、同社のITセキュリティサービスによって内部統制管理の強化に繋がると考えております。なお、株式会社オープンループは、当社へのサービス提供により業績向上に繋がるものと考えております。同社は、大阪証券取引所の浮動株時価総額基準に抵触したため監理銘柄（確認中）に指定されておりますが、資金を十分保有しており、当社は選定条件である事業上の相乗効果が見込める企業や株式の長期保有をさせていただける企業であることで割当予定先に選定いたしました。

また、株式会社ヤマノネットワークは、当社の親会社等であり、当社会長が同社社長を兼務していることから、反社会的勢力と関わりがないことを確認しております。また、当社において、株式会社オープンループの割当先が反社会的勢力と関わりがないことを、当社顧問を通じ社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会で確認しております。

なお、インターネット上の記事等についても確認しましたが、反社会的勢力との関係を伺わせる事実は存在しませんでした。

## (2) 【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金（円） | 払込期日          |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 55      | 28       | 100株   | 平成21年3月30日（月） |          | 平成21年3月30日（月） |

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 割当予定先との間で、会社法第205条に基づく総数引受契約を締結する予定です。

4 上記株式を割り当てた者との間で総数引受契約の締結がなされない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

5 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

## (3)【申込取扱場所】

| 店名                  | 所在地               |
|---------------------|-------------------|
| 株式会社ヤマノホールディングス 総務部 | 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号 |

## (4)【払込取扱場所】

| 店名            | 所在地               |
|---------------|-------------------|
| 株式会社北陸銀行 新宿支店 | 東京都新宿区西新宿七丁目20番3号 |

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 300,003,000 | 2,700,000    | 297,303,000 |

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額297,303,000円は、既存店舗の収益力をより強化するため、(株)ヤマノジュエリーシステムズ5店舗の店舗リニューアル費用18百万円、(株)ヤマノリテーリングス1店舗の店舗リニューアル費用9百万円及び3店舗の好立地条件への移転費用27百万円、並びに(株)ヤマノスポーツシステムズの1店舗の新規出店費用10百万円に充当する予定であります。

残額の233百万円につきましては、(株)ヤマノスポーツシステムズの春夏商材仕入のための資金200百万円、(株)ヤマノジュエリーシステムズの社債の償還33百万円に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第22期）の提出日（平成20年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年3月13日）までの間において、当該有価証券報告書（第22期）（訂正報告書により訂正された内容を含む。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年3月13日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

## 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期)の提出日(平成20年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成21年3月13日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。  
その報告内容は下記のとおりであります。

平成20年11月13日提出の臨時報告書

### 1 提出理由

当社において特定子会社の異動及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

- 1) 名称 株式会社HAMANO1880  
住所 東京都中央区日本橋室町4-1-11  
代表者の氏名 代表取締役 井澤 一守  
資本金の額 15百万円  
事業の内容 婦人バッグ等の製造・販売
- 2) 名称 東京ブラウス株式会社  
住所 東京都中央区勝どき5-3-6  
代表者の氏名 代表取締役 松本 立美  
資本金の額 100百万円  
事業の内容 ブラウス等の製造・販売
- 3) 名称 株式会社松崎  
住所 東京都中央区日本橋室町4-1-11  
代表者の氏名 代表取締役 井澤 一守  
資本金の額 99百万円  
事業の内容 旅行カバン等の製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社子会社堀田丸正株式会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

- 1) 株式会社HAMANO1880  
議決権の数 総株主の議決権に対する割合  
異動前 300個 100.0%  
異動後 個 %
- 2) 東京ブラウス株式会社  
議決権の数 総株主の議決権に対する割合  
異動前 200,000個 80.0%  
異動後 個 %
- 3) 株式会社松崎  
議決権の数 総株主の議決権に対する割合  
異動前 1個 100.0%  
異動後 個 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 特定子会社の株式譲渡  
異動年月日 平成20年11月6日(株式等売買契約書締結日)  
平成20年11月14日(株式等譲渡実行日)

(4) 当該事象の連結損益及び損益に与える影響額

当社は、連結子会社の株式譲渡により、連結において約100百万円の子会社株式譲渡益を特別利益に計上する予定であります。

平成20年12月18日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の公認会計士等の異動に関し、平成20年12月17日開催の監査役会において一機会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 異動に係る公認会計士等の名称

選任する会計監査人の名称、事務所及び業務執行社員の名称

名称 パシフィック監査法人

事務所所在地 東京都港区赤坂三丁目21番15号 東都赤坂ビル

業務執行社員氏名 笠井 浩一・大原 達朗

就任する会計監査人の名称、事務所及び業務執行社員の名称

名称 隆盛監査法人

事務所所在地 東京都千代田区神田神保町三丁目7番1号 ニュー九段ビル

業務執行社員氏名 八木 裕明・笠井 浩一

### (2) 異動年月日

平成20年12月17日

### (3) 退任する会計監査人の直近における就任した年月日

平成19年6月27日

### (4) 退任する会計監査人が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、隆盛監査法人と今後の監査対応等について討議したところ、今後の当社の監査を継続する事が難しくなってきたことから、監査契約の解除及びそれに伴う一機会計監査人の選任について検討してまいりました。

当社は、一機会計監査人について、パシフィック監査法人を含め複数の監査法人を検討してまいりましたが、以前から当社の監査業務を担当し、当社グループのおかれた事業環境に精通している公認会計士がパシフィック監査法人に移籍しており、当監査法人を一機会計監査人に選任する事により、当社にとって監査費用が軽減されるメリットもあると判断したことから、一機会計監査人としてパシフィック監査法人を選任する事といたしました。

したがって当社は、本日、隆盛監査法人との監査契約の解除について合意することを当社取締役会で決議し、併せてパシフィック監査法人を一機会計監査人として選任いたしました。

### (6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

該当事項はありません。

### (7) 退任する公認会計士等が(6)の意見を表明しない理由及び当社が退任する公認会計士等に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|                   |                 |                              |                         |
|-------------------|-----------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書           | 事業年度<br>(第22期)  | 自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日  | 平成20年6月30日<br>関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の<br>訂正報告書 | 事業年度<br>(第22期)  | 自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日  | 平成20年7月2日<br>関東財務局長に提出  |
| 有価証券報告書の<br>訂正報告書 | 事業年度<br>(第22期)  | 自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日  | 平成21年3月10日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書            | (第23期<br>第3四半期) | 自 平成20年4月1日<br>至 平成20年12月31日 | 平成21年2月13日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社ヤマノホールディングス

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 齊藤 浩史 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡本 和巳 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングス(旧会社名 株式会社ヤマノホールディングコーポレーション)の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス(旧会社名 株式会社ヤマノホールディングコーポレーション)及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」が適用されることとなるため、従来は純額で販売費及び一般管理費に「連結調整勘定償却額」を計上する方法によっていたが、当連結会計年度より総額で販売費及び一般管理費に「のれん償却額」及び営業外収益に「負ののれん償却額」を両建て表示する方法に変更している。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、連結子会社の株式会社丸正は最終消費者からの入金によって仕入計上を行う得意先に対する和装販売取引の売上計上基準について、従来は得意先での加工(仕立)伝票起票時に売上計上を行う方法によっていたが、当連結会計年度より得意先での加工完了に伴う仕入認識時に売上計上を行う方法に変更している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、連結子会社の堀田丸正株式会社(旧会社名 株式会社丸正)は平成19年6月21日開催の取締役会において、土地及び建物の譲渡に関する決議を行った。この固定資産譲渡に伴い、平成20年3月期において特別利益として固定資産売却益を計上する予定である。  
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、署名捺印された原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社ヤマノホールディングス

取締役会 御中

隆盛監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 清隆 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 八木 裕明 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笠井 浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、当連結会計年度において1,679百万円の営業損失、1,481百万円の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上する結果となり、当該状況から、銀行借入の財務制限条項に抵触する事実が発生しており、また、一部の短期借入金について条件折衝のため、返済期日が経過していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より加工を伴う売上計上基準、ロイヤルティの売上計上基準並びに信販会社のレポートの計上区分を変更した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、子会社の事業の一部譲渡、当社連結子会社による事業の一部譲渡及び子会社株式譲渡に関する契約書の締結、子会社の異動に係る基本合意書の締結がなされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、署名捺印された原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ヤマノホールディングス  
取締役会 御中

### パシフィック監査法人

指定社員 公認会計士 笠井 浩一 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大原 達朗 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、前連結会計年度において、1,679百万円の営業損失及び1,481百万円の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当第3四半期連結累計期間においては、696百万円の営業損失及び49百万円の営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。その結果、当該状況から、銀行借入の財務制限条項に抵触する事実が発生しており、また、一部の短期借入金について条件折衝のため、返済期日が経過していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
  2. 重要な後発事象に記載のとおり、重要な子会社等の解散が決議されている。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社ヤマノホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 斉藤 浩史 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡本 和巳 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングス(旧会社名 株式会社ヤマノホールディングコーポレーション)の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス(旧会社名 株式会社ヤマノホールディングコーポレーション)の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、署名捺印された原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社ヤマノホールディングス

取締役会 御中

### 隆盛監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 清隆 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 八木 裕明 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笠井 浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
  2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、子会社の事業の一部譲渡、当社連結子会社による事業の一部譲渡及び子会社株式譲渡に関する契約書の締結、子会社の異動に係る基本合意書の締結がなされている。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、署名捺印された原本は当社が別途保管しております。